

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件
原 告 函 館 市
被 告 国 外1名

準 備 書 面 (58)

2025(令和7)年12月24日

東京地方裁判所民事第3部合A①係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之
ほか

目次

第1 はじめに	3
1 活断層の「ズレ」がもたらす破局的被害	3
2 原告の主張と専門家の科学的知見	3
3 被告電源開発の不誠実な対応と破綻した主張	4
4 本書面の目的	4
第2 活断層の存在を許さない新規制基準の厳格な要求	5
1 原子炉等規制法の定める絶対的要件	5
2 設置許可基準規則が禁じる「変位」の発生	5
3 「活断層」の定義を明確にする規則解釈	5
4 本件における争点と立証責任	6
第3 大間原発の敷地内のシーム10(S-10)は、典型的な活断層である	7
1 トレンチに刻まれた動かぬ証拠	7
2 小野有五教授による地形発達史の分析	8
3 被告電源開発の主張の全面的破綻	8
4 小括	9

第 4 大間原発の敷地内のシーム 11 (S-11) も、典型的な活断層である	9
1 明白な逆断層の様相	9
2 小野有五教授による地形発達史の分析	10
3 小括	10
第 5 直下の複合的脅威：cf 断層系及び df 断層系の活動性	10
1 被告電源開発・原子力規制委員会の評価の論理的破綻	11
2 観察事実から導かれる、論理の必然的帰結	11
3 渡辺満久教授の指摘との整合性	12
4 小野教授の指摘	12
5 小括：直下の未知なるリスク	14
第 6 結論	14
1 被告電源開発の証明責任の完全な不履行	14
2 裁判所が下すべき判断	14
3 建設差止の絶対的必要性	15
別紙	16

第1　はじめに

1　活断層の「ズレ」がもたらす破局的被害

原子力発電所において、地震は最大の脅威である。そして、地震の脅威は、遠方から伝わる「揺れ」だけではない。より深刻かつ回避不可能な脅威は、原子炉建屋など重要施設の直下やごく近傍で断層が活動し、地盤そのものが破壊される「ズレ」である。

1999年の台湾集集地震では、活断層によるわずか1メートルに満たない「ズレ」によって、鉄筋コンクリート構造の中学校校舎が完全に倒壊した（【図表2】甲D79 渡辺満久東洋大学教授意見書図15）。また、1995年の兵庫県南部地震では、野島断層の「ズレ」によって地上の埠が破壊された（【図表2】同意見書図16）。これらの事例は、「ズレ」による被害がいかに甚大であり、現在の工学技術では防ぎようがないという厳然たる事実を物語っている。

大間原子力発電所（以下「大間原発」という。）の敷地内には、まさにこの破局的な「ズレ」を引き起こす活断層が、複数存在している。活断層の直上に、一旦重大事故が発生すれば取り返しのつかない甚大な被害をもたらす施設を建設することが、いかなる意味でも許されないことは、自明の理である。

2　原告の主張と専門家の科学的知見

本訴訟において、原告は、これまで一貫して、大間原発敷地内、特に原子炉建屋などの耐震重要施設の直下または至近距離に存在するシーム10（S-10）、シーム11（S-11）、さらにはcf断層系、df断層系が活断層であり、その活動性が到底否定できないことを主張してきた。これらの断層は、地質学的に極めて新しい時代である後期更新世（約12～13万年前）以降に形成された地層に、明らかな変位や変形を与えており、近い過去に活動し、将来も再び活動する蓋然性が極めて高いことを示す、動かぬ証拠である【図表3】【図表4】。

この原告の主張は、我が国第一線の専門家の科学的知見によって裏付

けられている。

変動地形学を専門とする渡辺満久教授は、大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件の函館地方裁判所の法廷において、被告電源開発が作成したトレーナー図等に基づき、S-10、S-11 が後期更新世以降に繰り返し活動した「将来活動する可能性のある断層等」であることは明らかであり、さらに、これらと交差する cf-1 断層や df 断層も同様に活動性が否定できないと明確に証言した（2016 年 11 月 30 日付渡辺意見書（甲 D 7 9）31 頁～41 頁、甲 D 7 2 ・ 渡辺証人尋問（2017 年 1 月 10 日実施）26 頁～38 頁）。

さらに、2020 年には、変動地形学・第四紀学の大家である小野有五北海道大学名誉教授が、雑誌「科学」誌上において、被告電源開発の調査データを純粹に科学的な視点から再検討し、S-10 及び S-11 が、地形発達史の観点から見ても、疑いの余地のない典型的な「活断層」であることを極めて明快な論理で証明した（「大間原発敷地内の典型的な活断層露頭」前編（甲 D 1 4 8）、同後編（甲 D 1 4 9））。

3 被告電源開発の不誠実な対応と破綻した主張

被告電源開発は、地層に明らかな「ずれ」が生じている事実を認めながらも、それは断層運動ではなく「吸水膨潤によるもの」であるなどという、科学的根拠の乏しい主張に固執し続けた。しかし、この「吸水膨潤説」は、渡辺教授が指摘するように、東通原発の審査において原子力規制委員会の有識者会合で承認されなかった前例がある上（甲 D 8 2 号証・東北電力東通原子力発電所敷地内破碎帶調査に関する有識者会合）、小野教授の論考によって地形発達史の観点からも完全に破綻していることが明らかにされている。

4 本書面の目的

本書面では、渡辺満久教授及び小野有五教授という、二人の専門家の論考を詳細に紹介し、その科学的知見に基づき、大間原発敷地内の S-10、S-11、cf 断層系、df 断層系が決して活動性を否定できない活断層であり、大間原発の建設は、新規制基準に明確に違反し、国民の生命・身体の安全

を脅かすものであって、断じて許されないことを明らかにする。

第2 活断層の存在を許さない新規制基準の厳格な要求

1 原子炉等規制法の定める絶対的要件

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)は、国民の生命、健康及び財産を原子力災害から保護することをその究極の目的としている。この目的を達成するため、同法第43条の3の6第1項4号は、原子炉の設置許可の要件として、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が…災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を求めてい る。この「基準」は、単なる努力目標ではなく、適合しなければ許可が許されない、厳格かつ絶対的な要件である。

2 設置許可基準規則が禁じる「変位」の発生

上記原子炉等規制法の委任を受けた「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「設置許可基準規則」という。)は、その第3条(設計基準対象施設の地盤)において、極めて重要な規定を置いている。特に、耐震設計上最も重要とされる施設(耐震重要施設)については、同条第3項において「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。」と、断定的に定めている。ここでいう「耐震重要施設」には、原子炉建屋、使用済燃料プール等、万が一にも損壊すれば放射性物質の大量放出に直結する施設が含まれることは言うまでもない。また、第38条(重大事故等対処施設の地盤)第3項には、「重大事故等対処施設」について同様の規定がある。

3 「活断層」の定義を明確にする規則解釈

そして、この「変位」とは具体的に何を指すのか、また「変位が生ずるおそれがない地盤」とはどのような地盤なのかを具体的に定めているのが、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(以下「設置許可基準規則の解釈」という。)である。

同解釈(別紙1)第3条3項は、以下のように明確に定義している【図表5】。

- ・「変位」とは、「将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。」
- ・「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」るとは、「耐震重要施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することをいう。」
- ・そして、最も重要な点として、「将来活動する可能性のある断層等」とは、「後期更新世以降(約12～13万年前以降)の活動が否定できない断層等とする。」と定義している。

これは、断層の活動性評価について、一切の妥協を許さないという断固たる姿勢の表れである。すなわち、少しでも疑いがあれば、それは「活動が否定できない」と判断され、その上に耐震重要施設等を建設することは、基準上、明確に禁止されるのである。

さらに同条項は、活動性の評価にあたり、「設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること」と念を押し、事業者側に有利な解釈や希望的観測を徹底的に排除している。

そして、この点に係るさらに具体的な審査基準として、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」がある。ここでは、たとえば、「将来活動する可能性のある断層等」の認定について、「約12～13万年前以降の複数の地形面又は連続的な地層が十分に存在する場合」であっても、「これらの地形面又は地層にずれや変形が認められないことを明確な証拠により示されたとき」(下線は引用者)でなければ、後期更新世以降の活動を否定できることや、その場合でも「活動性を評価した年代より古い(中期更新世(約40万年前)までの)地形面や地層にずれや変形が生じていないこと」を念のため調査することが重要であること(I 2.1(1)解説)等、諸々の安全側の判断をすべきことが記載されている。

4 本件における争点と立証責任

以上の法令・基準に照らせば、本件の核心的争点は極めて明確である。

すなわち、大間原発敷地内に存在するシーム 10 (S-10)、シーム 11 (S-11)、cf 断層系、df 断層系が、「将来活動する可能性のある断層等」すなわち「後期更新世以降（約 12～13 万年前以降）の活動が否定できない断層等」に該当するか否か、という一点に尽きる。

そして、「将来活動する可能性のある断層等」すなわち「後期更新世以降（約 12～13 万年前以降）の活動が否定できない断層等」に該当するかどうかについて証明する責任は、原告にはない。「将来活動する可能性のある断層等」ではないこと、すなわち「後期更新世以降（約 12～13 万年前以降）の活動が否定できない断層等」ではないことは、被告電源開発が、客観的かつ科学的な証拠をもって、疑いの余地なく証明する責任を負っている。被告電源開発がこの証明責任を果たせない限り、大間原発の建設は違法であり、直ちに差し止められなければならない。

第 3 大間原発の敷地内のシーム 10 (S-10) は、典型的な活断層である

1 トレンチに刻まれた動かぬ証拠

S-10 は、大間原発敷地北側の M3 面（約 10 万年前に形成）を横切る低角逆断層である【図表 6】。

この断層の活動性は、被告電源開発自身が掘削した Ts-1 トレンチのスケッチ図（【図表 7】甲 D 2 1 4 号証・13 頁、甲 D 7 9 渡辺意見書図 17）を一見するだけで明らかである。渡辺教授が指摘するように、図の中央で「S-10」と示された線を境に、その上下の白色の地層が明確にずれており、上の地層が下の地層に乗り上げる、典型的な「逆断層」の様相を呈している。

さらに渡辺教授は、Ts-1 トレンチ図において、S-10 による地層の変位が、より新しい地層ほど小さくなっていることを指摘している。具体的には、「濃い褐色の地層上面のズレ量と比較して、クリーム色の地層上面のズレ量が小さい」ことから、「S-10 は、約 10 万年前以降に少なくとも 2 回は活動していると判断でき」と結論付けている（【図表 7】甲 D 7 9 34-35 頁）。これは、断層活動が後期更新世以降に一度きりではなく繰り返

し発生したことを示す「累積性」の強力な証拠である。

2 小野有五教授による地形発達史の分析

この視覚的に明白な事実は、小野有五教授による地形発達史の分析によって、さらに科学的に裏付けられている【図表8】。

小野教授は、被告電源開発の調査データ（甲D150の1）に基づき、隣り合っているTs-3トレンチ、Ts-1トレンチ、Ts-2トレンチの観察データから、M3面の形成以降、S-10が少なくとも2回以上活動したことを以下のとおり論証した【図表9】～【図表13】。

- 第一の断層イベント（イベント1）：約10万年前、波食面が形成された直後にS-10が活動し、水平であったはずの基盤岩（A層）に明確な「ずれ」を生じさせた。特に【図表9】。
- 第三の断層イベント（イベント3）：さらに新しい時代、E層・F層が堆積した後にS-10が再び活動し、これらの地層に顕著な「たわみ」や「落ち込み」構造を形成した。特に【図表12】。

小野教授が認定した複数の「イベント」も、この累積性を裏付けるものである。

このように、S-10が後期更新世以降に繰り返し活動した活断層であることは、複数の専門家が、被告電源開発のデータを用いて、異なるアプローチから結論付けている動かしがたい事実である。

3 被告電源開発の主張の全面的破綻

これに対し、被告電源開発が展開する反論はことごとく破綻している。

(1) 吸水膨潤説の非合理性

被告電源開発は、この変状が断層運動ではなく粘土鉱物の「吸水膨潤」によるものだと主張する。

しかし、渡辺教授が指摘するように、①日本のような湿潤な環境下でこのような現象は考えにくいこと、②同様の主張がなされた東通原発の審査では専門家会合で承認されなかったこと（甲D82）、③断層変位も局所的に生じるため、「局所的」であることは断層活動を否定する理由になら

ないことから、この主張に合理性はない。

(2) df-2 断層による切断論の論理的矛盾

被告電源開発は、S-10 が古い時代の断層である df-2 断層に切られてい るから、S-10 の活動も古いと主張する。

しかし、渡辺教授は、①そもそも Ts-1 トレンチにおいて約 10 万年前以 降の地層に変位が生じている事実と矛盾すること、②df-2 断層自体が新し い時代に動いている可能性を否定できないことから、この論理は成立しな いと喝破している（甲 D 7 9 ・ 3 5 - 3 6 頁）。

(3) 広域応力場との関係

被告電源開発は、S-10 の変位方向が現在の広域応力場と整合しないこと も根拠とする。

しかし渡辺教授は、S-10 のような断層は、広域応力場で動く「震源と して考慮する活断層」に伴って動く「副次的な断層」の可能性があり、その 場合、必ずしも変位方向が広域応力場と一致する必要はないと指摘する （同 36-37 頁）。この指摘は、被告電源開発の議論がいかに一面的で、断 層活動の多様性を無視したものであるかを明らかにしている。

4 小括

以上のとおり、S-10 が「後期更新世以降の活動が否定できない断層」で あることは、客観的なトレンチの観察結果、地形発達史からの科学的分析、 そして被告電源開発の反論の非合理性のいずれから見ても、もはや確定し ていると断ぜざるを得ない。

第 4 大間原発の敷地内のシーム 11 (S-11) も、典型的な活断層である

1 明白な逆断層の様相

S-11 は、敷地中央部の M1 面（約 12.5 万年前に形成）に分布し、原子炉 建屋等の重要施設の側面に位置する、極めて危険な断層である【図表 1 4】。

この S-11 についても、渡辺教授は、被告電源開発が公開した Ts-7 トレ ナンチの写真及びスケッチ図（【図表 1 5】甲 D 8 8 ・ 5 3 頁、甲 D 7 9 渡辺

意見書図18)を示し、「S-11」と表記された線を境に、上盤側が下盤側に乗り上げる、S-10と同様の明白な逆断層が形成されていると指摘する。そして、この断層が約10万年前以降に堆積した地層にまで変位・変状を与えていていることから、「S-11は後期更新世以降(約12万~13万年前以降)の活動が否定できないものであり、「将来活動する可能性のある断層等」であると判断できます。」と断定している(甲D79・渡辺意見書37頁)。

2 小野有五教授による地形発達史の分析

この渡辺教授の指摘もまた、小野教授による詳細な地形発達史の分析によって科学的に裏付けられている【図表16】【図表17】。小野教授は、Ts-7トレンチや法面⑥のデータから、S-11がM1面形成以降に少なくとも2回活動したことを明らかにした【図表18】。

- 【断層イベント1】: 約12.5万年前、M1面の波食面が形成された直後の活動。これにより波食面が変位し、上盤側の岩塊が崩落した。
- 【断層イベント2】: さらに新しい時代、内湾堆積物(B2層)などが堆積した後の活動。この活動は、イベント1で崩落した岩塊をさらに分断し、B2層にまで変位を与えている【図表19】~【図表21】。

一度崩落した岩塊が、さらに後の断層活動によって再変位しているという事実は、この断層が後期更新世に繰り返し活動したことを見出す、極めて強力な証拠である。

3 小括

S-11についても、被告電源開発自身の調査データが、後期更新世以降に少なくとも2回の断層活動があったことを明確に物語っている。被告電源開発の「スメクタイト膨潤説」では、このような大規模で剪断的な破壊現象を説明することは到底不可能である。S-11が「後期更新世以降の活動が否定できない断層」であることは、S-10と同様、もはや疑いの余地はない。

第5 直下の複合的脅威: cf断層系及びdf断層系の活動性

さらに、大間原発の敷地内、コントロール建屋や常設重大事故等対処施

設の基礎地盤直下には「cf 断層系」が分布し、「df 断層系」も極近傍にあって、それらが網の目のように分布している【図表 2 2】。被告電源開発はこれらの断層の活動性を否定するが、その評価は極めて信頼性に乏しく、むしろ複合的なリスクを浮き彫りにしている。

1 被告電源開発・原子力規制委員会の評価の論理的破綻

被告電源開発及びそれを追認する原子力規制委員会は、審査会合（甲 D 150 の 3・第 804 回審査会合等）において、これらの断層の活動性を否定するために、極めて不可解な論理を展開している。彼らの主張の要旨は、以下のとおりである【図表 2 3】。

- （前提 1） cf 断層、 df 断層は、古い時代に活動を停止した断層である。
- （前提 2） S-10、 S-11 は、その古い（とされる） cf 断層、 df 断層によって切られている。
- （結論） したがって、 S-10、 S-11 は cf 断層、 df 断層よりもさらに前に形成された古い断層であり、活動性はない。

この論理は、一見すると地質学的な前後関係を説明しているように見える。しかし、その大前提が、これまでの本準備書面で証明してきた客観的な事実と全く相容れないため、全体として完全に破綻しているのである。

2 観察事実から導かれる、論理の必然的帰結

ここで、科学的に疑いのない事実に基づいて、論理を再構築する。

- （事実 1） S-10、 S-11 は、後期更新世以降の地層に明らかな変位・変形を与えており、「新しい時代に活動した活断層」であることは確実である。（第 3、第 4 で詳述した）
- （事実 2） 被告電源開発・原子力規制委員会が主張するとおり、 cf 断層、 df 断層は、その「新しい時代に活動した活断層」である S-10、 S-11 を切断している【図表 2 3】。

ある地層や断層が、別の地層や断層を切断している場合、切断した側の断層は、より新しい時代に形成ないし活動したことを意味する。これは、

地質学の大原則である。もし、この大原則が揺らぐようなことがあれば、すべての原子力発電所の審査は1からやり直しとなるような事態となる。

この大原則を、上記二つの事実に適用すれば、導かれる論理的結論はただ一つである【図表24】。

- ・S-10、S-11は、「新しい時代に活動した活断層」である。
- ・cf断層、df断層は、「新しい時代に活動した活断層」であるS-10、S-11を切斷しているのであるから、cf断層、df断層は、S-10、S-11よりもさらに新しい後期更新世以降に活動したことが強く推定される。

つまり、被告電源開発と原子力規制委員会がS-10、S-11の活動性を否定するために用いた論理は、前提となる事実認識の誤りによって、cf断層、df断層の活動性をかえって積極的に肯定してしまうという、自家撞着に陥っているのである。

3 渡辺満久教授の指摘との整合性

この論理的帰結は、渡辺満久教授がかねてより指摘してきた内容と完全に一致する。

渡辺教授は、cf-1断層が、後期更新世以降の活動が明らかなS-10を切斷している事実（甲D79・渡辺意見書図19）から、「cf-1断層の活動時期は、後期更新世以降である可能性があります。」（甲D79・39頁）と明確に指摘している。

被告電源開発は、約10万年前の地層に変状がないことをもって活動性を否定しようとするが、12.5万年前から10万年前の間に活動した可能性は全く否定できておらず、証明責任を果たしていない。コントロール建屋はこのcf-1断層の直上に計画されており、極めて危険である。

4 小野教授の指摘

(1) また、小野教授も、cf-3断層について、以下のとおり述べる【図表25】～【図表27】。

「cf-3断層は波蝕面をわずかに変位させているだけではなく、一部は、

それを覆う砂嘴堆積物の中まで続いているように見える」

「cf 系断層との接点に限って、他の場所にはない段差が存在するのだから、それは断層変位ではないか、と徹底して追究するのが科学的態度といえよう。そもそも、cf-3 断層は、36mに及ぶ横ずれ変位を生じさせている横ずれ断層であると、電源開発は述べている。それが正しいとするなら、垂直的変位は、あっても小さいことが予想されるのであるから、たとえ小さな段差であっても、見逃すべきではないのである」

(甲 D 1 4 9 ・ 科学後編 810 頁～811 頁)

としている。

(なお、cf 断層が横ずれ断層であることについては、【図表 2 8】参照)。

(2) さらに、小野教授は、df 断層についても、以下のとおり述べる【図表 2 9】～【図表 3 2】。

「dF 系断層の活動期は、電源開発が提示した M3 面上の Tf1 トレンチ(図 4a)の東側法面の写真(図 6-6a、b)によって判断できる。電源開発は、写真に示す dF-3 断層は、いずれも鮮新統の大畠層の基底で止まっているので、それ以後の活動はない、と断定している。

しかし、図 6-6a では、 dF-3 断層は、大畠層の基底で止まっているのではなく、大畠層と易国間層との不整合面に沿って上方に達し、MIS5c の海成堆積物を、上載地層としているように見える。

さらに図 6-6b では、 dF-3 断層は、 大畠層ではなく、易国間層から直接、MIS5c の堆積物に延びており、筆者には、その上端は、MIS5c のラヴィーンメント堆積物(B 層)、外浜堆積物(D 層)を突き抜け、前浜堆積物(E 層)まで、破線のように達しているように見える」

としている (甲 D 1 4 9 ・ 科学後編 811 頁)。

このように、被告電源開発が個別の断層として扱い、活動性を否定してきた cf 断層や df 断層系もまた、活断層である S-10 や S-11 との切断関係という動かぬ証拠によって、後期更新世以降の活動が否定できないのである。

5 小括：直下の未知なるリスク

以上のとおり、cf 断層系、df 断層系についても、その活動性は決して否定されていない。それどころか、被告電源開発と原子力規制委員会の主張自体が、皮肉にもこれらの断層の活動性を強く示唆している。被告電源開発の「実質審議終了」という主張は自己満足に過ぎず、科学的な証明は全くなされていない。コントロール建屋等の最重要施設の直下ないし極近傍に、活動性が不明な多数の断層群が複雑に交差し、連動して活動する可能性がある。この事実だけで、大間原発が「変位が生ずるおそれがない地盤」という新規制基準の絶対的要件を満たしていないことは明白である。

第6 結論

1 被告電源開発の証明責任の完全な不履行

本準備書面で詳細に論証したとおり、大間原発敷地内に存在するシーム 10 (S-10)、シーム 11 (S-11)、cf 断層系、df 断層系は、いずれも「後期更新世以降（約 12～13 万年前以降）の活動が否定できない断層等」、すなわち「活断層」である。

この結論は、渡辺満久教授と小野有五教授という、当該分野における日本の最高権威の専門家が、それぞれ異なるアプローチから、被告電源開発自身の調査データに基づいて導き出した、揺るぎない科学的判断である。

被告電源開発は、これらの専門家が呈する具体的かつ合理的な疑義に対し、科学的根拠に基づくいかなる反証もできていない。「吸水膨潤説」などの非科学的な主張や、S-10・S-11 の活動性という客観的事実を無視した論理的に破綻した説明に固執し、審査をいたずらに引き延ばす被告電源開発の姿勢は、原子力事業者としての適格性そのものに重大な疑念を抱かせるものである。被告電源開発が、敷地内の断層が活断層では「ない」ことを証明する責任を全く果たしていないことは、明白である。

2 裁判所が下すべき判断

ここでの問題は、複雑な科学論争に最終的な決着をつけることではない。

問題の核心は、被告電源開発が、原子炉等規制法及びその下位規則が定める厳格な基準に照らし、敷地内の断層の活動性に対する合理的な疑いを払拭できたか否か、という点にある。

その答えは、明白に「否」である。これほど多くの、そして明確な科学的証拠によって活断層の可能性が指摘されている以上、「将来活動する可能性のある断層等」の存在は、もはや否定しようがない。

3 建設差止の絶対的必要性

耐震重要施設を活断層の直上に建設することは、設置許可基準規則第3条第3項によって明確に禁止されている。大間原発の建設は、この最も根源的な立地基準に違反するものであり、明白に違法である。

渡辺教授が警告するように、ひとたびこれらの活断層が「ズレ」を引き起こせば、原子炉建屋や使用済燃料プールといえども、破局的な損壊を免れる保証はどこにもない。その被害は、青森県内に留まらず、津軽海峡を挟んだ函館市、北海道、ひいては日本全土、そして世界へと拡散する未曾有の大災害となる。このような破局的なリスクを、科学的に何ら証明されていない安全神話のために甘受することは、断じて許されない。

よって、原告は、裁判所が、科学的真実と法の支配に基づき、被告電源開発による大間原子力発電所の建設を直ちに差し止めるという、賢明かつ正義にかなう判決を下されることを、強く求めるものである。

以上